

# 千葉市立新宿小学校外 99 校学校施設照明器具調査業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

千葉市立新宿小学校外 99 校学校施設照明器具調査業務委託

## 2 業務目的

政府実行計画において、温室効果ガス排出量を 2030 年度（令和 12 年度）までに 50% 削減する目標が掲げられている。また、「水銀に関する水俣条約」により、令和 9 年末までに水銀使用製品（蛍光灯等）の製造及び輸出入が禁止される予定である。

本業務は、千葉市立学校における照明器具の LED 化を推進するにあたり、各施設の照明器具の設置状況を調査するとともに、LED 化対象器具の選定、電力削減効果の算出及び LED 改修に係る適切な事業手法の検討を行うことを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 31 日まで

## 4 対象施設

小学校 100 校（別紙 1 のとおり）

## 5 業務従事者の資格要件

### (1) 主任技術者（業務責任者）

主任技術者は、一般社団法人照明学会が認定する照明士（以下、照明士）の資格を有する者とし、本業務の履行について全体の統括及び管理を行うものとする。

### (2) 業務従事者の変更

受注者は、主任技術者を変更しようとする場合は、事前に発注者の承認を得なければならない。

## 6 業務委託の内容

### (1) 計画準備

受注者は、本業務着手に先立ち、速やかに次の書類を発注者へ提出し、承認を受けなければならない。なお、内容を変更する場合は、事前に発注者と協議し、承認を得るものとする。

ア 業務着手届

イ 業務実施計画書

ウ 業務工程表

エ 主任技術者（業務責任者）届

オ その他発注者が必要と認める書類

(2) 打合せ協議

受注者は、業務実施前及び業務期間中において、発注者と十分な打合せを行い、業務内容の詳細について緊密な連絡調整を図り、業務成果の向上に努めるものとする。

(3) 資料の貸与

ア 発注者は、受注者に対し、各施設の平面図、配置図等の資料を電子データにより貸与する。

イ 受注者は、貸与を受けた資料を業務完了後速やかに発注者へ返却するものとする。

ウ 貸与資料は、本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 事前準備

ア 調査準備

受注者は、貸与を受けた平面図・配置図等を整理し、施設運営に支障がないように現地調査を行えるよう準備を行うものとする。

イ 調査スケジュール及び実施方法

100校の現地調査は、令和8年7月下旬までに完了させ、調査結果は、令和8年8月末までに取りまとめること。調査は、一般社団法人照明学会が認定する照明士による直接調査又は監督のもと実施すること。

(5) 業務内容

ア 現地調査

(ア) 日程調整及び調査実施計画表の作成

対象施設の担当者と調整のうえ現地調査日時を決定し、調査実施計画表を作成すること。

(イ) 現地調査の実施

対象施設（屋外を含む。）に設置されている全ての照明器具（非常灯及び誘導灯を除く。）について、種類、数量その他必要事項を調査すること。

調査実施にあたっては、施設管理者の指示に従い、学校運営に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

イ 照明器具台帳等の資料作成

(ア) 照明器具台帳の作成

現地調査結果に基づき、施設ごとの照明器具台帳及び総括表を作成すること。

照明器具台帳には、次の事項を記載すること。

- ・ 設置場所

- ・ 器具情報（形状、寸法等）
- ・ 器具台数及び灯数
- ・ ランプ種別及びランプ本数
- ・ 消費電力
- ・ 電気使用量
- ・ CO2 排出量
- ・ 置換 LED 照明及び器具の型番
- ・ その他 LED 化発注に必要な情報

照明器具台帳の様式は任意とするが、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

#### ウ 電気使用量及び CO2 排出量等の試算

調査結果に基づき、LED 照明を導入した場合の学校ごとの電気使用量、電気料金及び CO2 排出量の削減効果を試算すること。また、水銀を含まない白熱電球及びハロゲン電球についても、消費電力の削減や長寿命化による維持管理負担の軽減を図る観点から、LED 化の必要性について検討すること。

#### エ LED 化に係る事業手法の検討

直接施工方式、リース方式、ESCO 事業の中から、調査結果を踏まえ LED 改修に適した手法を検討すること。また、事業手法の判断は、照明士の直接確認又は監督のもと実施すること。

※その他として、補助金利用などによる別途提案可能な手法があれば発注者と協議して検討すること。

#### オ LED 改修予算要求費用算出

令和 9 年度に実施を予定している小学校 53 校分の LED 改修について、予算要求に必要な概算改修費を算出すること。

### (6) 業務報告書の作成

受注者は、現地調査結果を整理し、業務報告書として取りまとめること。報告書には、次の内容を含めること。

ア 施設ごとの照明器具台数及び器具情報、置き換え後の LED 照明型番及び器具情報

イ 施設ごとの想定電力消費量、CO2 排出量、LED 置き換え後の電力消費量、CO2 排出量

ウ 事業手法検討資料

エ 令和 9 年度 LED 改修予算要求用概算改修費資料

オ その他必要な事項がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ、内容を追加又は変更できるものとする。

※ウ及びエについては、予算要求に間に合わせるため、令和 8 年 8 月末までに取り

まとめること。

## 7 成果品及び納品

### (1) 成果品

受注者は、次の成果品を提出すること。

ア 照明器具台帳 一式

イ 業務報告書 一式

### (2) 納品期限

令和8年12月25日までに納品すること。

### (3) 納品方法

電子データ(CD-R又はDVD-R)により2部納品すること。

## 8 検査

### (1) 完了検査

発注者は、受注者から成果品の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

### (2) 修正

発注者が検査において成果品に不備を認めた場合は、受注者は速やかに必要な修正を行い、再度提出するものとする。

## 9 成果品の不適合

業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する成果品の不備が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足その他必要な作業を、受注者の負担により速やかに実施しなければならない。

## 10 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表、複製、貸与又は使用してはならない。

## 11 秘密の保持

受注者は、本業務の履行により知り得た事項を、業務期間中及び業務完了後においても第三者に漏らしてはならない。また、当該情報を発注者の許可なく他の目的に使用してはならない。

## 12 請求及び支払い

発注者は、完了検査終了後、受注者の適法な請求に基づき、委託料を一括して支払

うものとする。

### 1 3 その他

#### (1) 疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

#### (2) 法令の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

#### (3) 安全管理

受注者は、本業務の履行にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に基づき、業務従事者の安全及び健康の確保に努めなければならない。

### 1 4 担当

千葉市 教育委員会事務局 学校施設課 整備班

担当：福添

TEL：043-245-5919